



## 河川堤防の刈草はいかがですか？

### ～堤防除草で発生する刈草を無償で提供します～

国土交通省岩手河川国道事務所一関出張所では、北上川や支川の堤防除草を年2回実施し、堤防の変状を確認しています。

除草により発生する刈草は、家畜への飼料や敷き草、家庭菜園などの堆肥に利用できるため、必要とする地域の皆さんに無償で提供します。

岩手河川国道事務所一関出張所では、北上川本川をはじめ支川の砂鉄川、磐井川などの支川を管理しており、管理延長は本川、支川あわせて49.6kmに及びます。

そのうち、堤防の延長は約56kmあり、除草面積は約3百万m<sup>2</sup>になります。堤防除草は年2回実施しており、1回目は5月～6月、2回目は8月～10月頃に実施しています。

今回、2回目の堤防除草に伴い発生する刈草を無償で提供しますので、別紙の申込書に必要事項をご記入の上、下記問い合わせ先にご提出下さい。

刈草の有効活用は、堤防を維持管理する費用の縮減に寄与することはもちろんのこと、CO<sub>2</sub>の削減や有機物循環利用にも貢献できます。

- 提供箇所：一関市川辺字三角谷起 ～ 平泉町平泉字一筋 地内
- 提供期間：平成29年10月4日 ～ 無くなり次第終了（予定）
- 提供数量：約80ロール（予定）
- 応募方法：別紙申込様式に必要事項を記入の上、郵送または持参
- 問い合わせ先：一関出張所（電話：0191-23-2435）

〈発表記者会：岩手県政記者クラブ・一関市政記者クラブ〉



胸に刻もう

『カスリン・アイオン台風70年』  
～風化させない歴史とつなげる未来～

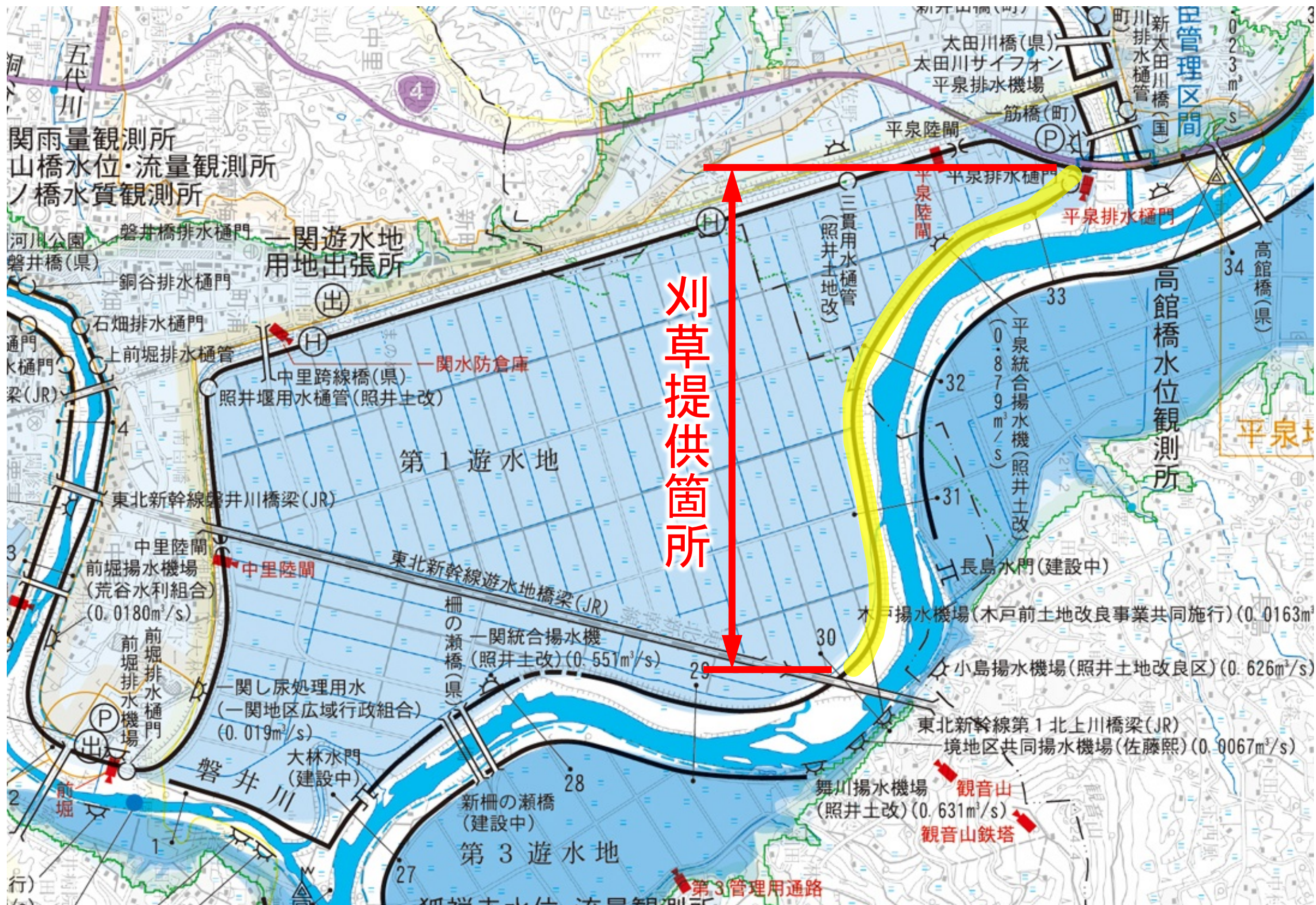
問い合わせ先

国土交通省 岩手河川国道事務所 一関出張所長

さいとう たくみ  
齋藤 巧 (0191-23-2435)



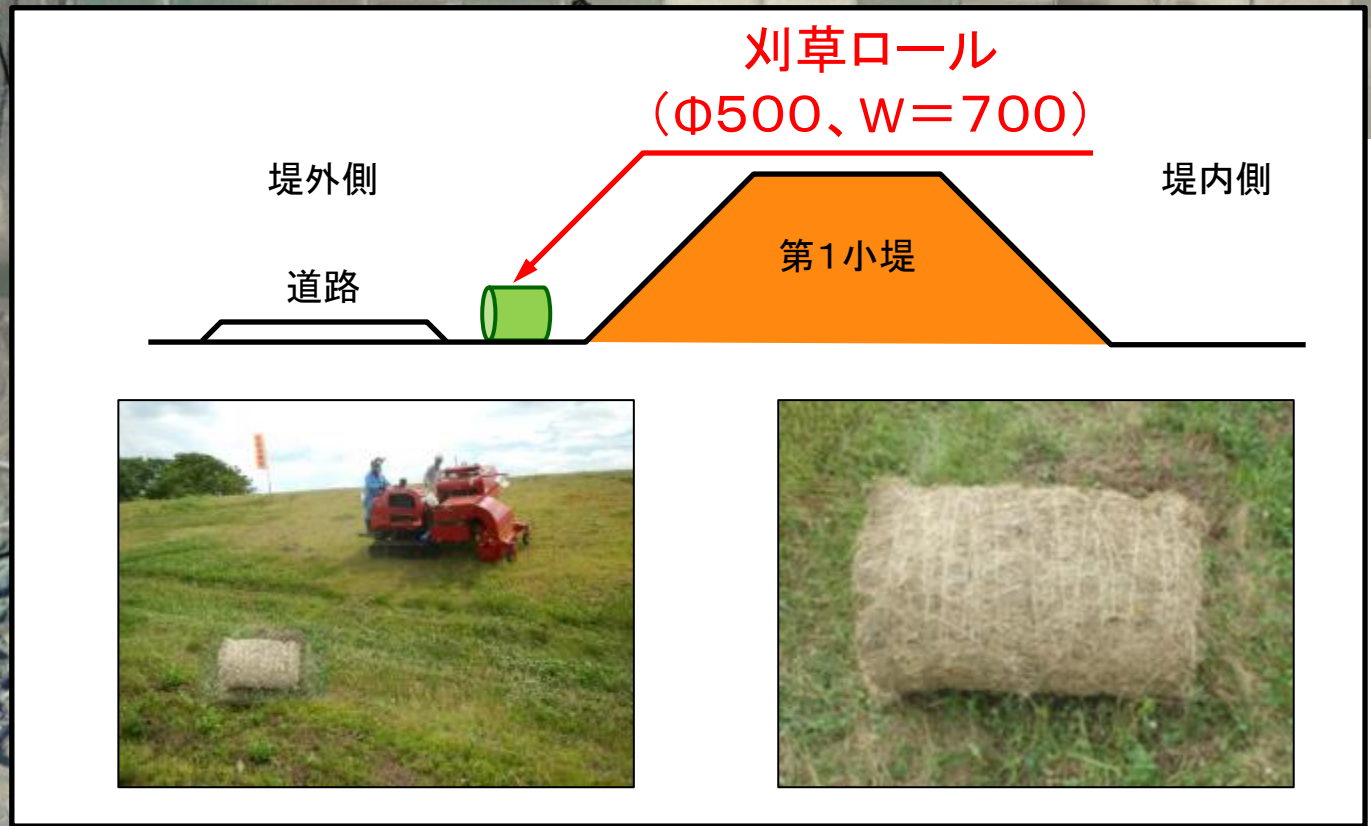
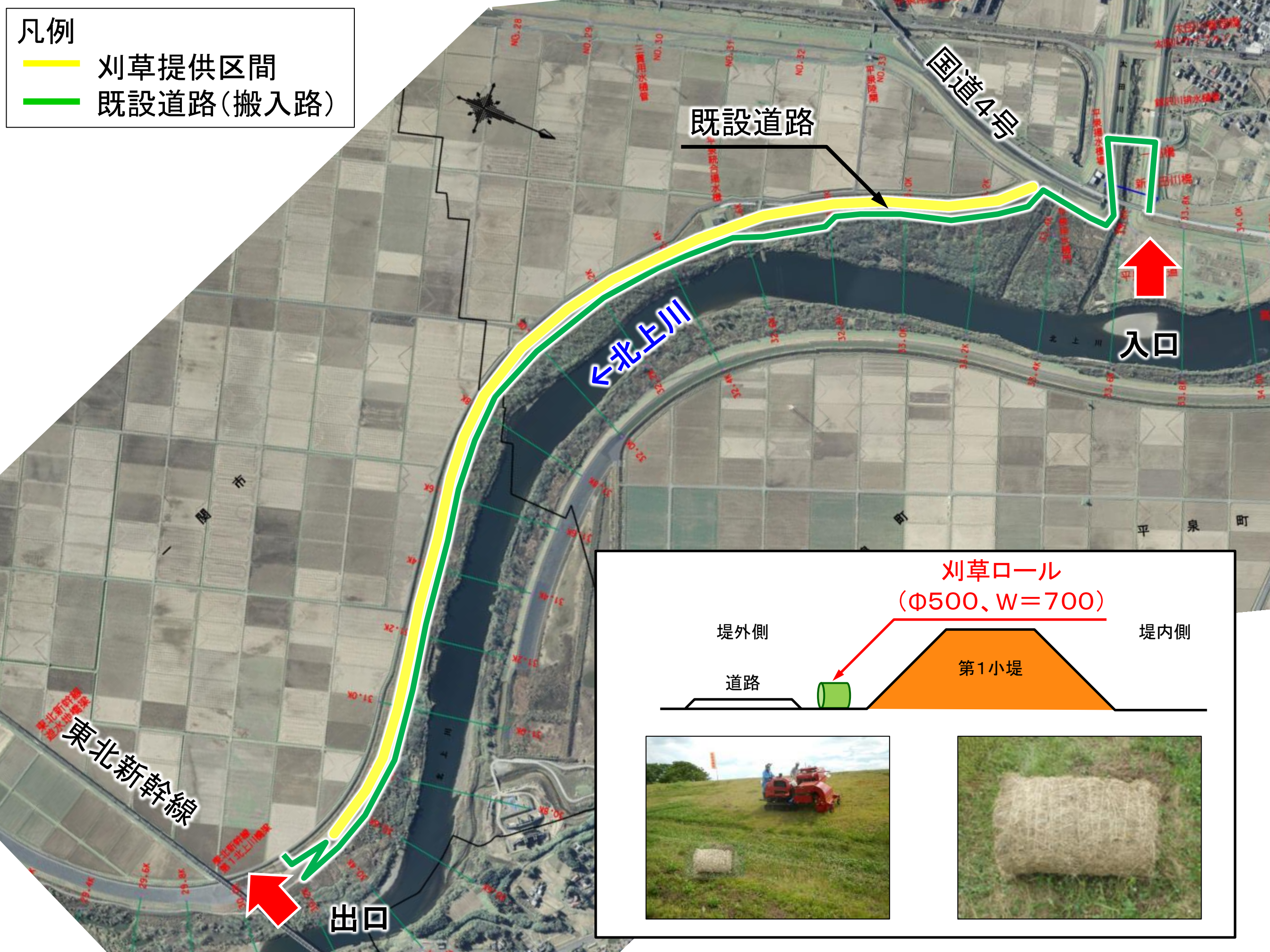
# 位置図【地区名：一関・平泉地区】





凡例

- 刈草提供区間
- 既設道路(搬入路)





## 刈草提供申込書

申込年月日	平成 年 月 日
申込者	氏名： 住所： TEL：
利用目的	
提供希望量	梱包ロール _____ 個分 （ 約 _____ m <sup>3</sup> ）
搬出予定日	

※注意事項をご理解頂いたうえで申し込みをお願いします。

## 【申し込み先】

一関出張所

〒029-0131 岩手県一関市狐禅寺字石ノ瀬 155-81

TEL 0191-23-2435 FAX 0191-23-6841

## 【注意事項】

- 【個人情報の保護】本申込書で得た個人情報は、刈草の適正な管理のため必要とするものであり、それ以外の目的には使用しません。
- 引き取った刈草は、転売等営利目的に使用することを禁じます。
- 河川敷上の通路での作業となる場合には、他の方の通行の支障にならないようにしてください。また、積込・運搬時については、事故の無いように十分注意してください。
- 万が一、事故が発生した場合は、一関出張所へ至急連絡を入れてください。
- 積込・運搬時においては、刈草の飛散防止に努め、通路に刈草を飛散させた場合には、責任を持って回収してください。
- 刈草の運搬にあたっては、堤防保護のため、車両を堤防斜面へ乗り上げてはいけません。堤防を損傷させた場合、補修費を負担していただくことがあります。
- 刈草以外の異物混入については、極力混入しないよう取り除いておりますが、混入している場合がありますので、了承願います。
- 堤防には、多種多様の植物が生育しており、人体、家畜等にとって有害植物が植生している場合もあります。なお、刈草引き取り後の使用においては、利用者の自己責任において実施してください。
- 上記、積込・運搬時の事故および引き取り後の使用における事故等については、国土交通省は一切責任を負いません。
- 発生する刈草は数に限りがございます。必要数量を提供できない場合はご了承ください。

上記注意事項に基づき申し込み、刈草を利用することを確約します。

平成 年 月 日

氏名： \_\_\_\_\_ 印